

旭市立矢指小学校

矢指いじめ防止基本方針

平成29年9月改訂

矢指地区いじめゼロ推進委員会

1 はじめに

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、各学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定めることとなった。これが「矢指いじめ防止基本方針」である。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織は、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されることになった。このため、「校内矢指いじめゼロ推進委員会」のほか、矢指地区の学校関係者等で組織する「矢指地区いじめゼロ推進委員会」を新たに設置した。

いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服を目指したい。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 矢指地区いじめゼロ推進委員会の組織 (年1回の開催・必要に応じて別途開催)

構成メンバー

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任他 ・民生委員 ・区長 ・矢指駐在所警察官
- ・主任児童委員 ・PTA本部役員 ・子ども会役員

(2) 校内矢指いじめゼロ推進委員会の組織 (職員会議、生徒指導推進委員会等を活用して開催)

構成メンバー

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・学年主任 ・養護教諭 ・長欠対策担当教員
- ・教育相談担当教員

3 いじめの未然防止について

- ①児童・保護者への啓発活動
- ②職員の研修
- ③生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- ④計画的・組織的な指導計画と実践及び児童の自発的な活動を支援する取組

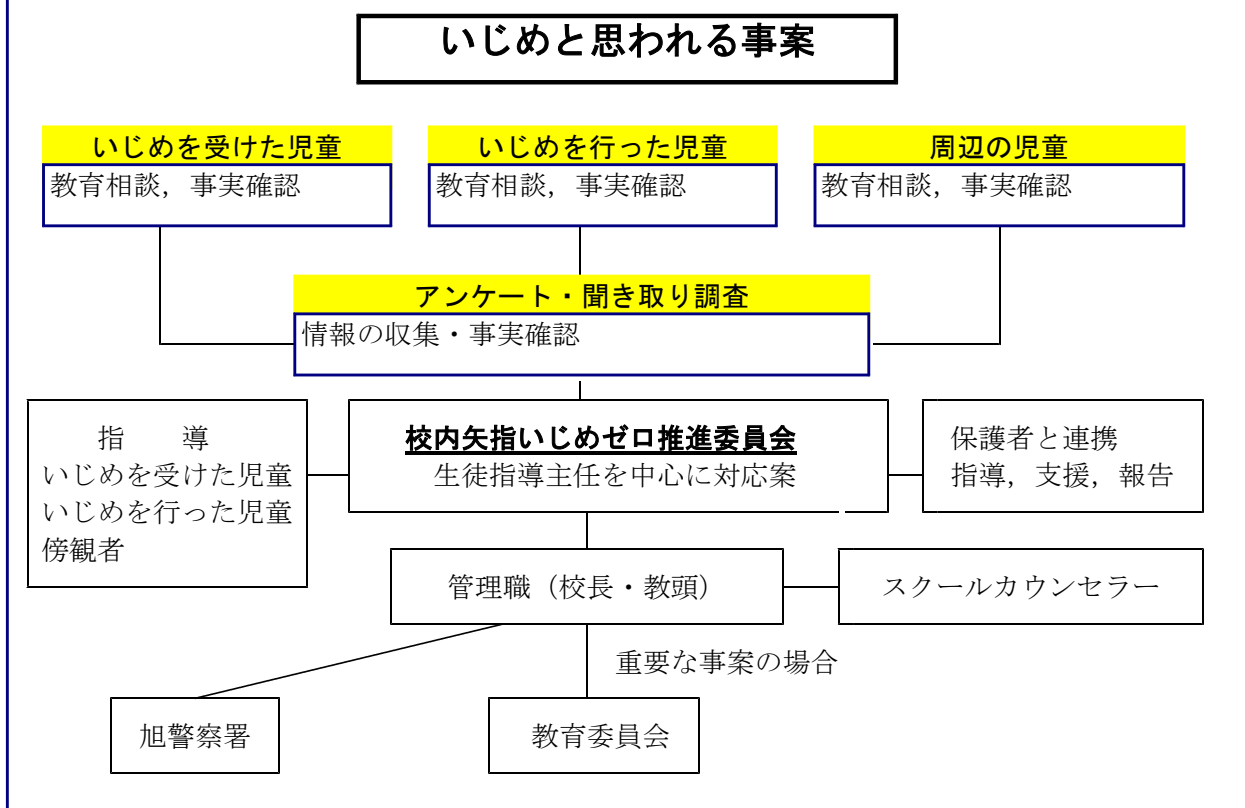
4 いじめの早期発見について

- ①定例アンケート調査 (毎月実施) と聞き取り調査
- ②定期アンケート調査 (6月・1月の年2回実施) と聞き取り調査
- ③定期的な教育相談 (5月・12月の年2回実施)
- ④適宜必要に応じた教育相談
- ⑤観察と巡回

5 いじめを認知した場合の対応について

いじめの事案が発生した場合の報告連絡体制と関係機関との連携について

<いじめの事案が発生した場合の報告連絡体制と関係機関との連携>



6 学校いじめ防止基本方針の公表・評価について

矢指いじめ防止基本方針の公表・点検・評価について

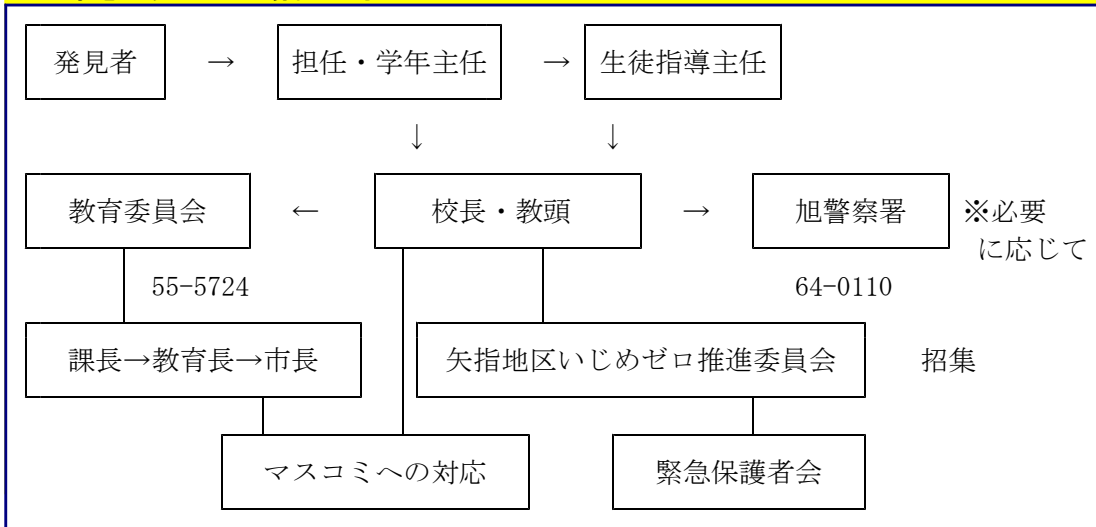
- ・矢指いじめ防止基本方針はホームページで公表する。
- ・学校評価アンケートの中に「いじめ問題への取組」の項目を設け、保護者、職員、関係者で評価する。
- ・いじめについての調査や分析を行い、矢指地区いじめゼロ推進委員会等で公表する。

7 重大事態の対処について

重大事態の基準

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合の対応



8 いじめの相談・通報について

(いじめの早期発見のための措置) (法第十六条) 上記参照

①学校内でいじめ相談・通報窓口の設定

- ・ 生徒指導主任，養護教諭，特別支援教育担当が窓口となる
- ・ 「はなす勇氣」の指導は，全校集会や低，中，高学年集会で行う。

②学校外でいじめ相談・通報窓口の設定

- ・ 東総研修所内 教育相談専用ダイヤル (0479-23-5954)
- ・ 千葉県子どもと親のサポートセンター (0120-415-446)
- ・ 24時間子供SOSダイヤル (0120-0-78310)
- ・ ヤングテレホン (千葉県警察少年センター) (0120-783-497)
- ・ 子どもの人権110番 (千葉地方法務局内) (0120-007-110)
- ・ 地域の民生委員
- ・ 各地区子ども会の役員
- ・ 「はなす勇氣」の指導は，全校集会や低，中，高学年集会で行う。

いじめについてのアンケート (定例調査)

様式1

○いじめの抑止をねらった日常のアンケート (月)

年 組 (男・女) 氏名

※名前を書かなくてもかまいません。

○ 今月も終わりが近づきました。先月の調査から友達にいやなことなどのいじめを
されましたか。また悩んでいることはありませんか。

1 ある

2 ない

○ あると答えた人に聞きます。どんなことか書いてください。

いじめについてのアンケート（定期調査用）

様式 2

年 組 （ 男・ 女 ） 氏名

※名前を書かなくてもかまいません。

○学校生活がよりよいものになるように、生活をふりかえてみましょう。

あてはまるものがあれば○をつけてください。

1 無視（むし）をする

ア したことがある イ されたことがある ウ 見たことがある

2 いやがるようなことを何度も（なんど）も言う（いやなあだ名、悪口）

ア したことがある イ されたことがある ウ 見たことがある

3 あなたは「ひとのいやがること」を

ア したことがある イ されたことがある ウ 見たことがある

いやなことやこまっていることがあったら、自由にかいてください